

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月21日
【中間会計期間】	第10期中（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社インフォーマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村 上 勝 照
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル
【電話番号】	03—5776—1147（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤 田 尚 武
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル
【電話番号】	03—5733—2360
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤 田 尚 武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日
売上高 (千円)	—	—	1,089,151	1,482,636	1,955,203
経常利益 (千円)	—	—	277,559	292,260	502,616
中間(当期)純利益 (千円)	—	—	153,002	174,633	296,402
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	938,850	564,650	930,550
発行済株式総数 (株)	—	—	34,270	28,180	33,960
純資産額 (千円)	—	—	1,905,040	864,679	1,841,392
総資産額 (千円)	—	—	2,490,456	1,271,327	2,567,501
1株当たり純資産額 (円)	—	—	55,589.15	30,684.16	54,222.39
1株当たり中間(当 期)純利益 (円)	—	—	4,491.80	6,197.08	9,756.09
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利 益 (円)	—	—	3,759.22	—	8,894.27
1株当たり中間(年 間)配当額 (円)	—	—	1,550	1,860	3,120
自己資本比率 (%)	—	—	76.5	68.0	71.7
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	280,664	423,744	625,742
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	△345,178	△203,278	△320,401
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	△88,506	△85,000	673,491
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	—	—	1,125,188	299,377	1,278,209
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	—	—	100 (24)	80 (16)	97 (19)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 当社は第10期中間会計期間が半期報告書の提出初年度であり、当該中間会計期間より証券取引法第193条の2の規定に基づく中間監査を受けているため、それ以前については記載しておりません。

3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 4 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
- 5 第8期において、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、新株引受権残高及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 6 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
- 7 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

平成19年6月30日現在

従業員数（名）	100 (24)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当中間会計期間平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

国内の企業間電子商取引（BtoB）の市場動向は、平成18年度のインターネットによる企業間電子商取引が約148兆円（前年比5.3%増）となり引き続き成長分野となっています。（経済産業省「平成18年度電子商取引に関する市場調査」）

このような環境下にあつて、当社は当中間期におきまして、引き続きフード業界企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の業界標準化を目指し、利用企業数の増加及び顧客ニーズを反映したシステム・サービスの拡充に努め、事業の拡大に取り組みました。その結果、「ASP受発注システム（ASP事業）」の利用拡大が一段と加速し、利用企業数が大幅に増加いたしました。また、食品食材市場「eマーケットプレイス（EMP事業）」及び「FOODS信頼ネット（ASP事業）」の利用企業数も着実に増加いたしました。

以上から、当中間期末の「FOODS Info Mart」利用企業数は、前期末比1,642社増の15,806社（売り手企業：同1,570社増の13,205社、買い手企業：同72社増の2,601社）となりました。

その結果、当中間期における経営成績は、売上高が1,089,151千円、経常利益が277,559千円、中間純利益が153,002千円となりました。

なお、当中間期は中間財務諸表作成初年度のため、前年同期との比較分析は行っておりません。

事業部門別の概況は、次のとおりであります。

(i) EMP事業

当中間期は、前期より開始いたしましたマイクロソフト株式会社、地方自治体及び地方銀行との連携による都道府県別企業間食材市場「食材甲子園」の拡大を中心に「eマーケットプレイス」の場の活性化（商談・取引の促進）に取り組みました。

「食材甲子園」は、地方銀行等との提携が進み、当中間期において新規8県（新潟・埼玉・静岡・富山・石川・福井・和歌山・沖縄の各県）の食材市場が開始、「eマーケットプレイス」の売り手新規企業数が順調に増加いたしました。また、下半期へ向けて、さらに新規7道県（北海道・秋田・三重・奈良・徳島・鳥取・熊本の各県）の参加が決定し、合計30道府県まで拡大することとなりました。

その結果、当中間期末の「EMP事業」の「eマーケットプレイス」等の利用企業数は、前期末比101社増の4,472社（売り手企業：同82社増の2,235社、買い手企業：同19社増の2,237社）となり、当中間期の「EMP事業」の売上高は530,619千円となりました。

(ii) ASP事業

当中間期は、引き続き「ASP受発注システム」及び「FOODS信頼ネット」の新規稼働が順調に推移いたしました。

「ASP受発注システム」は、利用企業数の増加による利便性の向上、価格競争力を背景に、外食チェーンを中心に利用拡大が進みました。また、東京・名古屋・大阪の案件に加えその他の地域案件も増加いたしました。さらに、前期10月に開始いたしました「アライアンスパートナー制度（売り手企業等と共に同システムの業界標準化を推進する体制）」が、フード業界の有力企業等24社の参加により、合計37社に拡大し、同制度からの新規案件の紹介が順調に推移いたしました。以上から、「ASP受発注システム」は、当中間期において買い手企業60社が新規稼働し、利用企業数及びシステム取引高が大幅に増加いたしました。

商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」は、フード業界における安心・安全の対応強化を背景に、当期1月に実施いたしました利用企業の利便性向上を目的としたシステムリニューアル効果も加わり、当中間期において買い手企業9社が新規稼働し、利用企業数が着実に増加いたしました。

その結果、当中間期末の「ASP事業」の利用企業数は、前期末比1,541社増の11,334社（売り手企業：同1,488社増の10,970社、買い手企業：同53社増の364社）となり、当中間期の「ASP事業」の売上高は558,531千円となりました。

「ASP事業」の主力システム別の利用状況は、次のとおりであります。

「ASP受発注システム」：当中間期末における買い手企業の稼働社数は361社（前期末比51社増）、稼働店舗数は8,146店舗（同1,151店舗増）、売り手企業数は10,541社（同1,278社増）、当中間期のASP受発注取引高は1,532億円（前年同期比49.1%増）となりました。

「FOODS信頼ネット」：当中間期末における買い手企業の稼働社数は37社（前期末比9社増）、売り手企業数は1,282社（同414社増）、商品規格書掲載数は39,954アイテム（同8,500アイテム増）となりました。

(業績推移)

(単位：千円)

決算年月		18年12月期					19年12月期		
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	通期合計	1 Q	2 Q	中間期合計
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月		1-3月	4-6月	
売上高	EMP事業	238,520	256,771	264,147	281,535	1,040,974	259,822	270,797	530,619
	A S P事業	195,081	214,026	241,335	263,785	914,229	264,655	293,876	558,531
	合計	433,601	470,797	505,482	545,321	1,955,203	524,477	564,674	1,089,151
売上原価	EMP事業	88,132	94,895	98,053	108,315	389,396	97,988	107,137	205,125
	A S P事業	50,329	51,438	56,216	67,548	225,533	79,881	87,052	166,933
	合計	138,462	146,334	154,270	175,863	614,930	177,870	194,189	372,059
売上総利益	EMP事業	150,387	161,875	166,093	173,219	651,577	161,833	163,660	325,493
	A S P事業	144,751	162,587	185,118	196,237	688,695	184,773	206,824	391,597
	合計	295,139	324,463	351,212	369,457	1,340,272	346,606	370,484	717,091
販売費及び一般管理費		202,065	192,601	201,165	220,734	816,567	215,285	224,715	440,001
営業利益		93,073	131,861	150,047	148,722	523,704	131,321	145,769	277,090
経常利益		90,351	128,238	135,076	148,949	502,616	131,579	145,980	277,559
当期（四半期）純利益		54,292	67,085	83,396	91,626	296,402	72,766	80,236	153,002

売上総利益率	EMP事業	63.1%	63.0%	62.9%	61.5%	62.6%	62.3%	60.4%	61.3%
	A S P事業	74.2%	76.0%	76.7%	74.4%	75.3%	69.8%	70.4%	70.1%
	合計	68.1%	68.9%	69.5%	67.8%	68.5%	66.1%	65.6%	65.8%
売上高販管費比率		46.6%	40.9%	39.8%	40.5%	41.7%	41.0%	39.8%	40.4%
売上高経常利益率		20.8%	27.2%	26.7%	27.3%	25.7%	25.1%	25.9%	25.5%

(事業部門別の売上高・売上原価・売上総利益等の推移)

(単位：社)

決算年月		18年12月期					19年12月期				
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	通期合計	1 Q	2 Q	中間期合計		
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月		1-3月	4-6月			
EMP 事業	新規数	売り手	222	286	249	239	996	176	373	549	
		買い手	178	196	229	167	770	121	166	287	
		合計	400	482	478	406	1,766	297	539	836	
	解約数	売り手	△131	△147	△178	△164	△620	△199	△268	△467	
		買い手	△102	△104	△105	△95	△406	△127	△141	△268	
		合計	△233	△251	△283	△259	△1,026	△326	△409	△735	
	増減数	売り手	91	139	71	75	376	△23	105	82	
		買い手	76	92	124	72	364	△6	25	19	
		合計	167	231	195	147	740	△29	130	101	
	期末 利用 企業数	売り手	1,868	2,007	2,078	2,153	—	2,130	2,235	—	
		買い手	1,930	2,022	2,146	2,218	—	2,212	2,237	—	
		合計	3,798	4,029	4,224	4,371	—	4,342	4,472	—	
	A S P 事業	新規数	売り手	496	609	743	431	2,279	861	717	1,578
			買い手	24	35	31	19	109	25	39	64
			合計	520	644	774	450	2,388	886	756	1,642
解約数		売り手	△24	△29	△33	△45	△131	△35	△55	△90	
		買い手	△4	△3	△3	△2	△12	△5	△6	△11	
		合計	△28	△32	△36	△47	△143	△40	△61	△101	
増減数		売り手	472	580	710	386	2,148	826	662	1,488	
		買い手	20	32	28	17	97	20	33	53	
		合計	492	612	738	403	2,245	846	695	1,541	
期末 利用 企業数		売り手	7,806	8,386	9,096	9,482	—	10,308	10,970	—	
		買い手	234	266	294	311	—	331	364	—	
		合計	8,040	8,652	9,390	9,793	—	10,639	11,334	—	
合計 [FOODS Info Mart利用企業 数]		新規数	売り手	718	895	992	670	3,275	1,037	1,090	2,127
			買い手	202	231	260	186	879	146	205	351
			合計	920	1,126	1,252	856	4,154	1,183	1,295	2,478
	解約数	売り手	△155	△176	△211	△209	△751	△234	△323	△557	
		買い手	△106	△107	△108	△97	△418	△132	△147	△279	
		合計	△261	△283	△319	△306	△1,169	△366	△470	△836	
	増減数	売り手	563	719	781	461	2,524	803	767	1,570	
		買い手	96	124	152	89	461	14	58	72	
		合計	659	843	933	550	2,985	817	825	1,642	
	期末 利用 企業数	売り手	9,674	10,393	11,174	11,635	—	12,438	13,205	—	
		買い手	2,164	2,288	2,440	2,529	—	2,543	2,601	—	
		合計	11,838	12,681	13,614	14,164	—	14,981	15,806	—	

(注) 「EMP 事業」の利用企業数には、「A S P 事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含まず、
「A S P 事業」の利用企業数には、「EMP 事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」）の中間会計期間末残高は、1,125,188千円と前期末に比べて153,021千円の減少となりました。

なお、当中間期は中間財務諸表作成初年度のため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

営業活動による資金の増加は、280,664千円となりました。主な収入は、税引前中間純利益277,501千円、減価償却費107,413千円等であり、主な支出は、法人税等の支払152,891千円等であります。

投資活動による資金の減少は345,178千円となりました。主な支出は、SQLサーバーライセンスの支払及び「FOODS Info Mart」の開発に伴う無形固定資産の取得による支出334,675千円等であります。

財務活動による資金の減少は88,506千円となりました。主な支出は、配当金支払いによる支出104,983千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主な業務は、フード業界企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営、各種サービスの提供であり、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
EMP事業		
(1)システム使用料等	429,911	404,793
(2)アウトレット	115,454	—
小計	545,365	404,793
A S P事業	573,093	77,956
合計	1,118,459	482,750

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 受注高及び受注残高の内容は、次のとおりとなっております。

・EMP事業

ーシステム使用料等の受注高は、主に当中間会計期間に新規利用及び利用更新により確定したシステム使用料等であり、受注残高は、年間契約に基づく未経過期間のシステム使用料等であります。

ーアウトレットマートの受注高は、当中間会計期間に取引が確定した金額であり、各月内に取引が完了するため受注残高はありません。

・A S P事業

A S P事業の受注高は、主に当中間会計期間に新規利用及び利用継続で確定したシステム使用料等であり、受注残高は翌月以降に売上計上が確定しているシステム使用料等であります。

3. 当中間期は中間財務諸表作成初年度のため、前年同期との比較分析は行っていません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
	販売高 (千円)
EMP事業	
(1)システム使用料等	415,165
(2)アウトレット	115,454
小計	530,619
A S P事業	558,531
合計	1,089,151

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間期は中間財務諸表作成初年度のため、前年同期との比較分析は行っていません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、拡充について、重要な変更はありません。
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	112,720
計	112,720

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成19年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年9月21日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	34,270	34,270	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	34,270	34,270	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の内容

第2回無担保新株引受権付社債 （平成12年10月31日発行）	中間会計期間末現在 （平成19年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年8月31日）
新株引受権の残高（千円）	50,000	50,000
新株引受権の行使により発行する株式の発行価格（円）	50,000	同左
資本組入額（円）	25,000	同左

- (注) 1. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。
2. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権

(平成13年10月5日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215	215
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月6日から 平成23年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入による場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(1株未満の株式は切り捨てる)

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める発行価格の調整を行う。

3. 新株引受権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。
- ② 対象者は、新株引受権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。
- ③ その他の条件については、臨時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

4. 新株引受権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の目的となる株式の数、新株引受権の行使時の払込金額、新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年3月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70	70
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月29日から 平成25年3月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。但し、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権の譲渡はできないものとする。
- ④ その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調

整が行われております。

(平成16年3月30日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	2	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10	10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000	同左
新株予約権の行使期間	平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ② 新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。
- ③ 新株予約権者及びその相続人は新株予約権を他に譲渡することはできない。
- ④ その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成16年10月28日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,288	1,288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,440	6,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位を有しているものとする。
- ② 新株予約権者は行使期間における一暦年間毎の行使可能な新株予約権個数に従い行使するものとする。
(権利行使に係る振込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えない新株予約権の個数)
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社インフォーマート新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年1月28日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	1	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5	5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマット新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年11月17日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	17	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85	85
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	注3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマット新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年1月1日 ～ 平成19年6月30日	310	34,270	8,300	938,850	8,300	375,125

(注) 新株予約権等の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
村上 勝照	東京都港区	6,350	18.52
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2-1	4,640	13.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,314	6.75
米多比 昌治	東京都港区	2,200	6.41
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	2,040	5.95
一色 忠雄	広島県呉市	1,400	4.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,000	2.91
エイチエスビーシーファンドサービスズパークスアセットマネジメントコーポレイテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	800	2.33
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2丁目14-1	780	2.27
藤田 尚武	東京都江戸川区	700	2.04
計	—	22,224	64.84

(注) 前事業年度末現在主要株主であった三菱商事株式会社は、当中間会計期間末では主要株主ではなくなりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,270	34,270	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	34,270	—	—
総株主の議決権	—	34,270	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が150株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数150個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	429,000	448,000	440,000	421,000	388,000	378,000
最低(円)	356,000	367,000	385,000	310,000	300,000	338,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	磯田 拓郎	平成19年7月17日

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		1,125,188		1,278,209	
2 売掛金		438,296		471,953	
3 たな卸資産		4,499		2,735	
4 繰延税金資産		61,725		52,856	
5 その他		30,750		24,485	
貸倒引当金		△13,650		△8,673	
流動資産合計			1,646,809		1,821,568
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1	35,369		37,069	
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		716,205		637,788	
(2) その他		40,985		19,886	
無形固定資産合計		757,190		657,676	
3 投資その他の資産		51,087		51,186	
固定資産合計			843,647		745,932
資産合計			2,490,456		2,567,501
			100.0		100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成18年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1 買掛金		144,518		195,570		
2 未払金		49,928		196,846		
3 未払費用		85,894		24,420		
4 前受金		140,621		121,873		
5 未払法人税等		136,871		158,049		
6 その他	※2	27,081		28,847		
流動負債合計			584,916 23.5		725,608 28.3	
負債合計			584,916 23.5		725,608 28.3	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金			938,850 37.7		930,550 36.2	
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		375,125		366,825		
資本剰余金合計			375,125 15.1		366,825 14.3	
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		5,241		5,241		
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		585,823		538,775		
利益剰余金合計			591,065 23.7		544,017 21.2	
株主資本合計			1,905,040 76.5		1,841,392 71.7	
II 新株予約権						
1 新株引受権		500		500		
新株予約権合計			500 0.0		500 0.0	
純資産合計			1,905,540 76.5		1,841,892 71.7	
負債純資産合計			2,490,456 100.0		2,567,501 100.0	

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		1,089,151	100.0	1,955,203	100.0
II 売上原価		372,059	34.2	614,930	31.5
売上総利益		717,091	65.8	1,340,272	68.5
III 販売費及び一般管理費		440,001	40.4	816,567	41.7
営業利益		277,090	25.4	523,704	26.8
IV 営業外収益		592	0.1	294	0.0
V 営業外費用	※1	123	0.0	21,382	1.1
経常利益		277,559	25.5	502,616	25.7
VI 特別損失	※2	57	0.0	6,379	0.3
税引前中間(当期)純利益		277,501	25.5	496,236	25.4
法人税、住民税及び事業税		132,750		152,891	
法人税等調整額		△8,251	11.5	46,942	10.2
中間(当期)純利益		153,002	14.0	296,402	15.2

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年12月31日残高（千円）	930,550	366,825	366,825
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	8,300	8,300	8,300
剰余金の配当	—	—	—
中間純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（千円）	8,300	8,300	8,300
平成19年6月30日残高（千円）	938,850	375,125	375,125

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
平成18年12月31日残高（千円）	5,241	538,775	544,017	
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	—	—	—	16,600
剰余金の配当	—	△105,955	△105,955	△105,955
中間純利益	—	153,002	153,002	153,002
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（千円）	—	47,047	47,047	63,647
平成19年6月30日残高（千円）	5,241	585,823	591,065	1,905,040

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株引受権	
平成18年12月31日残高（千円）	—	—	500	1,841,892
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	—	—	—	16,600
剰余金の配当	—	—	—	△105,955
中間純利益	—	—	—	153,002
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	—	63,647
平成19年6月30日残高（千円）	—	—	500	1,905,540

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高（千円）	564,650	—	—
事業年度中の変動額			
新株の発行	365,900	366,825	366,825
剰余金の配当（注）	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	365,900	366,825	366,825
平成18年12月31日残高（千円）	930,550	366,825	366,825

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高（千円）	—	300,029	300,029	
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	732,725
剰余金の配当（注）	5,241	△57,656	△52,414	△52,414
当期純利益	—	296,402	296,402	296,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	5,241	238,746	243,987	976,712
平成18年12月31日残高（千円）	5,241	538,775	544,017	1,841,392

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株引受権	
平成17年12月31日残高（千円）	—	—	1,425	866,104
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	△925	731,800
剰余金の配当（注）	—	—	—	△52,414
当期純利益	—	—	—	296,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	△925	975,787
平成18年12月31日残高（千円）	—	—	500	1,841,892

（注）平成18年3月22日定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・ フロー			
1 税引前中間 (当期) 純利益		277,501	496,236
2 減価償却費		107,413	157,464
3 貸倒引当金の増減額 (△は 減少)		4,977	2,477
4 受取利息及び受取配当金		△592	△289
5 株式交付費		123	5,893
6 固定資産除却損		57	6,379
7 売上債権の増減額 (△は増 加)		33,656	△54,318
8 仕入債務の増減額 (△は減 少)		△51,051	△15,738
9 前受金の増減額 (△は減 少)		18,747	43,038
10 その他		42,170	△12,369
小計		433,003	628,774
11 利息及び配当金の受取額		551	289
12 法人税等の支払額		△152,891	△3,322
営業活動によるキャッシュ・ フロー		280,664	625,742
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー			
1 有形固定資産の取得による 支出		△9,846	△17,644
2 無形固定資産の取得による 支出		△334,675	△291,628
3 その他		△656	△11,128
投資活動によるキャッシュ・ フロー		△345,178	△320,401
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー			
1 株式発行による収入		16,476	725,906
2 配当金の支払額		△104,983	△52,414
財務活動によるキャッシュ・ フロー		△88,506	673,491
IV 現金及び現金同等物の増加額		△153,021	978,831
V 現金及び現金同等物の期首残 高		1,278,209	299,377
VI 現金及び現金同等物の中間期 末 (期末) 残高		1,125,188	1,278,209

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法	(1) たな卸資産 貯蔵品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。 商標権については10年で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
5 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,841,392千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 72,398千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 67,243千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の うえ、金額の重要性が乏しいため、流動 負債の「その他」に含めて表示しており ます。	※2 _____

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 123 千円	※1 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用 15,489 千円 株式交付費 5,893 千円
※2 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 57 千円	※2 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 6,379 千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 6,055 千円 無形固定資産 101,219 千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 12,100 千円 無形固定資産 145,118 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	33,960株	310株	—	34,270株
合計	33,960株	310株	—	34,270株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数310株の増加は、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成12年10月新株引受権(第2回) (注)1, 2, 3	普通株式	1,000	—	—	1,000	50,000

(注) 1. 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権であります。

2. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

3. すべて権利行使可能なものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金額の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	105,955千円	3,120円	平成18年12月31日	平成19年3月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成19年8月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	53,118千円	1,550円	平成19年6月30日	平成19年9月19日

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	28,180株	5,780株	—	33,960株
合計	28,180株	5,780株	—	33,960株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加5,780株は、公募増資による新株の発行1,600株、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行3,780株、第三者割当増資による新株の発行400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		前事業年度 末	増加	減少	当事業年度 末	
平成12年10月新株引受権（第1回） (注) 1, 2, 3	普通株式	1,850	—	1,850	—	—
平成12年10月新株引受権（第2回） (注) 1, 2	普通株式	1,000	—	—	1,000	50,000
合計		2,850	—	1,850	1,000	50,000

(注) 1. 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権であります。

2. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。
3. 当事業年度の減少は、新株引受権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金額の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成18年3月22日 定時株主総会	普通株式	52,414千円	1,860円	平成17年12月31日	平成18年3月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105,955千円	3,120円	平成18年12月31日	平成19年3月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)
現金及び預金勘定 1,125,188 千円	現金及び預金勘定 1,278,209 千円
現金及び現金同等物 1,125,188 千円	現金及び現金同等物 1,278,209 千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末 (平成18年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間中に付与をしておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度中に付与をしておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 55,589円15銭 1株当たり中間純利益 4,491円80銭 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 3,759円22銭	1株当たり純資産額 54,222円39銭 1株当たり当期純利益 9,756円09銭 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 8,894円27銭 なお、当事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定にあ たり、当社は平成18年8月8日に東京 証券取引所マザーズ市場へ上場してい るため、非上場期間である新株予約権 の発行日から前日(平成18年8月7 日)までの平均株価は、新規上場日か ら当事業年度末までの平均株価を適用 しております。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,905,540	1,841,892
純資産の部の合計額から控 除する金額(千円)	500	500
普通株式に係る期末の純資 産額(千円)	1,905,040	1,841,392
期末の普通株式の数(株)	34,270	33,960

2. 1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間純利益		
中間（当期）純利益（千円）	153,002	296,402
普通株主に帰属しない金額 （千円）	—	—
普通株式に係る中間（当期） 純利益（千円）	153,002	296,402
普通株式の期中平均株式数 （株）	34,063	30,381
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益		
中間（当期）純利益調整額 （千円）	—	—
普通株式増加数（株）	6,638	2,943
（うち新株引受権（株））	(1,162)	(539)
（うち新株予約権（株））	(5,476)	(2,404)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益の算定に含 まれなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年8月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………53,118千円

(ロ) 1株当たりの金額……………1,550円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年9月19日

(注) 平成19年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成19年3月22日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）平成19年3月29日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月14日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インフォマートの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。